

保護者の方へ：予防接種をする前に必ずお読みください。

ヒブ定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

予防接種は、確実な免疫をつけるために規定された期間と接種間隔で受けることが大切です。規定された期間と接種間隔以外の接種は、任意によるものとして取り扱われ、有料となりますのでご注意ください。

※ 四種混合ないしヒブの接種を始められている方は、原則、同じワクチンで規定回数の接種を済ませていたりますが、ワクチンの製造中止など、やむを得ない事情がある場合は、四種混合とヒブを合わせた「五種混合」への切り替えも可能です。医師に御相談ください。

1 対象年齢・回数・間隔

接種を開始した月齢（年齢）により接種回数が異なりますので、ご注意ください。

対象年齢	接種開始時の月齢（年齢）	回数	間隔
生後2か月～5歳未満	2か月～7か月未満	初回 3回	27日以上（※）あけて3回 ● 2回目および3回目は1歳未満までに終了させる ● 2回目および3回目が1歳を超えた場合は行わない（追加接種は可能）
		追加 1回	初回終了後7か月以上あけて1回 ● 初回の2回目あるいは3回目が1歳未満までに終了せず、1歳以降に追加接種行う場合は、初回の1回目あるいは2回目の終了後27日以上（※）あけて行う
	7か月～12か月未満	初回 2回	27日以上（※）あけて2回 ● 2回目は1歳未満までに終了させる ● 2回目が1歳を超えた場合は行わない（追加接種は可能）
		追加 1回	初回終了後7か月以上あけて1回 ● 初回の2回目が1歳未満までに終了せず、1歳以降に追加接種行う場合は、初回の1回目の終了後27日以上（※）あけて行う
1歳～5歳未満		1回	

（※）医師が必要と認めるときは、20日以上の間隔で接種可能

※ 令和6年4月1日以降に初回の1回目を接種される場合は五種混合ワクチンになります。

2 接種方法

【標準：初回の開始は生後2か月～7か月未満】



【標準：27～56日】

【標準：初回3回終了後、7～13か月未満】

3 接種費用

無料（公費負担）

4 実施場所

調布市定期予防接種指定医療機関（別紙参照）

※狛江市、世田谷区、三鷹市、府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。その際は、調布市の予診票を必ずお持ちください。

5 その他

- (1) 接種前に別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
- (2) 接種を希望する方は、必ず医療機関にご予約ください。
- (3) 接種当日は、予診票・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書をお持ちください。

問合せ／調布市福祉健康部健康推進課 電話042-441-6100

裏面あり

ヒブ (Hib)

ヒブ感染症とは

インフルエンザ菌、特にb型は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な深部（全身）感染症（侵襲性感染症とも言います。）を起こす、乳幼児にとって問題となる病原細菌です。

ヒブによる髄膜炎は平成22年以前は、5歳未満人口10万対7.1～8.3とされ、年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推定されていました。また、生後4か月～1歳までの乳児が過半数を占めていました。現在は、ヒブワクチンが普及し、侵襲性ヒブ感染症はほとんどみられなくなりました。

ヒブワクチン（乾燥ヘモフィルスb型ワクチン）について

インフルエンザ菌は7種類に分類されますが、重症例は主にb型のため、ワクチンとしてこのb型が使われています。このワクチンは世界的に広く使われていますが、わが国でも、平成20年12月から接種できるようになりました。現在は、ヒブワクチンが普及し、侵襲性ヒブ感染症はほとんどみられなくなりました。

欧米ではワクチン導入後、侵襲性ヒブ感染症は劇的に減少し、わが国でも定期接種として導入後、同様に激減しています。世界保健機関（WHO）は平成10年乳幼児への定期予防接種を強く勧告し、世界110か国以上で導入され、その効果は高く評価されています。

副反応について

副反応としては、局所反応が中心で、発赤44.2%、腫脹（はれ）18.7%、硬結（しこり）17.8%、疼痛5.6%、全身反応としては発熱2.5%、不機嫌14.7%、食欲不振8.7%などが認められています。

「予防接種健康被害救済制度」について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、健康推進課へご相談ください。